

郵送による申請等手続きについて

各区役所道路公園センター財産管理担当で受け付けている一部の申請等手続きについて、土地境界確定等事務取扱要領の改訂に伴い、令和3年4月1日から郵送による申請・交付が可能となりました。

郵送による申請受付対象

- ・土地境界確定等申請書
- ・土地境界承諾書交付申請書
- ・土地境界確定図交付申請書
- ・測量座標値交付申請書

郵送による交付対象

- ・土地境界確定図交付申請書
- ・土地境界承諾書交付申請書
- ・測量座標値交付申請書（無料）

【郵送方法】

- ・封書（普通郵便）
- ・現金書留
- ・レターパック等

《注意事項》

申請書とあわせて添付図書を送付してください。また、書類の郵送による交付を希望する場合は、事前に担当部署へ手続きの流れ（手数料の有無や納付方法）について確認してください。手数料の納付方法に応じて、返信用封筒の送付が必要となります。なお、測量座標交付申請書など手数料が発生しない場合は、書類返送用の封筒（返信先記載・切手貼付済み）を同封してください。

申請日は申請書の発送日、受理日は担当部署が書類を確認した日とします。申請書の記載もれや記入ミス、または添付図書の不足があった場合は、担当部署からご連絡します。

【手数料】

土地境界確定図交付又は土地境界承諾書交付申請書の交付は、次のとおりとします。

- ・ 現金書留による場合 ※釣銭の対応は行いません。
 - ①担当部署から手数料額をご連絡します。
 - ②現金書留の送付と合わせて、書類返送用の封筒（返信先記載・切手貼付済み）を同封してください。
 - ③到着後、書類を交付します。
- ・ 納入通知書による場合 ※封筒を2回送付いただきます。
 - ①担当部署から交付可能である旨と手数料額をご連絡します。
 - ②納入通知書送付用の返信用封筒（返信先記載・切手貼付済み）を送付してください。
 - ③到着後、納入通知書を送付しますので、手数料を納付してください。
 - ④納付後、領収書の写しと書類返送用の封筒（返信先記載・切手貼付済み）を送付してください。
 - ⑤確認後、書類を交付します。

問合せ先

建設緑政局道路河川管理部管理課 電話044（200）2817

各区役所道路公園センター財産管理担当

川崎区 電話044(244)3206

幸 区 電話044(544)5500

中原区 電話044(788)2311

高津区 電話044(833)1221

宮前区 電話044(877)1661

多摩区 電話044(946)0044

麻生区 電話044(954)0505